

家主の
みなさま

入居における 差別をなくす取組に ご協力をお願いします

三重県からの
お願い

三重県では2011(平成23)年度に、三重県内の1,231社の宅建業者を対象とした「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施しました。この調査の結果、外国人、障がいがある人、高齢者または母子・父子家庭であることだけを理由にした入居差別の実態が明らかになりました。

お客さんが外国人、障がいがある人、高齢者または母子・父子家庭であるといった理由だけで、そのお客さんの入居を断るのは、明らかに予断と偏見に基づく差別です。

家主のみなさまのなかには「営業の自由だ」と主張される方がおられるかもしれませんが、しかし、営業の自由は無制限ではなく、「公共の福祉に反しない」ことが条件であり、合理的理由のない入居拒否は許されるものではありません。

過去にトラブルがあったとか、他から聞いたとかということで、入居を断るのは正しいことではありません。入居における差別をなくす取組に、ご協力をお願いいたします。

これまでも入居をめぐるトラブルになり、損害賠償請求訴訟になった例があり、家主の側が敗訴しています(裏面を参照してください)。

このチラシに関するお問い合わせは、

三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士グループ

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県庁内 Tel:059-224-2708 Fax:059-224-3147

三重県 2012(平成24)年 12月

宅地建物取引に関する人権問題の実態調査から

1 外国人の入居拒否は約6割

家主から外国人の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が58.6%になっています。



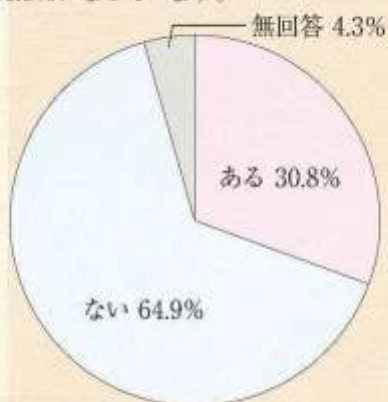
2 障がい者の入居拒否は約2割

家主から障がい者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が17.8%になっています。



3 高齢者の入居拒否は約3割

家主から高齢者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が30.8%になっています。



4 母子・父子家庭の入居拒否は約1割

家主から母子・父子家庭の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が11.3%になっています。



損害賠償請求の一例

韓国籍の方が国籍を理由にマンションへの入居を拒否される事件がありました。これについて、入居拒否の「理由が国籍であることは明らか」とし、「日本国籍でないことを理由にした拒否は不法行為にあたり、賃貸借契約を拒むことは許されない」と断じ、家主に計110万円の支払いを命じました。(平成19年10月2日京都地裁判決)